

# ナラティブとしての記憶証言の伝承と証言的不正義

佐藤 邦政 (Kunimasa Sato)

茨城大学

## ナラティブとしての記憶証言の伝承

本発表の目的は、ナラティブ(narrative)としての証言の特徴を明確にしたうえで、記憶証言の伝承の認識的意義とその伝承を不当に妨げる証言的不正義について検討することである。証言の認識論では通常、証言は「2024 年度科学基礎論学会総会は早稲田大学で開催される」のような一文で表現されるシンプルな言明であり、その認識的正当化のソースが問題とされる。しかし、私たちが日常やり取りする証言の多くは、そのようなシンプルな文ではなく、一連の言明が繋ぎあわされて構造化された言説——ナラティブ——という形態をとる。フレイザーは、ナラティブとしての証言(narrative testimony)という考え方を提示し、証言は、その人がどのようなパースペクティブから出来事を見るか(representation format)、および、出来事的那个人にどのように現れるのか(aspectual thought)を伝え、一連の出来事を一定の仕方で順序づけて聞き手に表象させる(encoding of story schemata)という特徴をもつと論じている(Fraser 2021)。

記憶証言の伝承の認識的意義を検討するうえで、ナラティブとしての証言という考え方は多くの示唆を与えてくれる。ある出来事の記憶について語る人は、自分の経験した出来事を神の視点で——無視点的に——正確に描写することではなく、その出来事その人物にどのように現れてきたのか、そして、どのような仕方で起きたのかといったいわば「世界観」を伝えようとしていると思われる。このようなナラティブとしての証言を受けとるとき、その受け手は、出来事についての無視点的で精密な真理の描写を信じるのではなく、特定のパースペクティブからどのように世界が現れているのかを共有すること——フレイザーの言葉では、相手にパースペクティブ的に依存すること(perspectival dependence)(Fraser 2021, 4026)——であると解釈できる。

## 語り手と証言の対人説

証言者をナラティブとしての証言を伝える「語り手」として捉えるとき、証言の対人説(Interpersonal View)には重要な論点が見出せる。対人説は、証言を知覚や推論などと同じく認識的証拠とみなす従来の証言の認識論の前提に対して、証言の役割は、話し手が自分を信頼するように聞き手を招き入れたり、自分が述べることは真であることを聞き手に保証したりすることだと論じる。しかし、対人説は、様々な批判に晒されている(Lackey 2008, Ch. 8)。たとえば、同じ証言をたまたま立ち聞きした人も（話し手から招かれたり、保証されたりしていないにもかかわらず）証言内容は伝達されるのではないかという問題だ。しかし、ナラティブとしての証言の視点から対人説を解釈しなおすと、証言の目的は、そこで言われる真理の伝達ではなく、言われていないことまで含めて、語り手の世界観を理解させたり(e.g. Elgin 2017)、再構成させたりするよう招き

入れることであると解釈できると思われる。ここで、聞き手は単なる情報の受け手なのではなく、理解者ないし解釈者なのであり、自分の信念体系のなかで能動的に一連の出来事を一定の仕方では理解したり、再構成したりする余地が与えられている。ただし、そのような世界観が認識的に正当化されているかどうかの問いは依然として残るかもしれない。ここでは、自分が体験した出来事の記憶について語る場面に限定するならば、語り手は、通常、語られる出来事について誠実に語る——語り手は、自分のことについて虚偽の報告をする実利的、政治的理由がない。それに対して聞き手は無視するなどの実利的、政治的理由をもっている場合がある——、そして、そのような証言は——証言することで自分に不利益がもたらされるリスクがあるにもかかわらず語る点でも (e.g. Dotson 2021)——信頼性が高いと思われる。

### 重層的な証言的不正義

ナラティブとしての証言を踏まえると、当事者や体験者がある重要な出来事の記憶について語る場面での証言的不正義は、フリッカーが論じたような、情報提供者としてだけではなく、ナラティブを紡ぐ語り手としての他者に対する不正義という様相を示すことになる。それは、認識的には、ある出来事がもつパースペクティブや見え方が無碍にされて、特定の人々が経験してきた出来事が不当に伝承されなくなったり、語られる一連の出来事が意図的に改変されて歪曲されたりすることかもしれない。しかし、それ以上に、語り手が断片的でうまく語りだせないときに「不明瞭で要をえない」、しどろもどろに同じ内容が繰り返されるときに「また同じ話でまとまっていない」など、その語り手のパースペクティブや見え方を意図的に汲み取られないことで、語り手としての主体性が貶められる道徳的に非難に値する不正である。このような重層的な不正義は、証言的不正義だけではなく、理解にかかわる解釈的不正義が交差する重層的な「ナラティブとしての証言に対する不正義」と見なすことができると思われる。

熊谷は当事者研究において、障害の当事者の語りは、体験した出来事の記憶を自分の認知体系のなかで解釈資源を介して長期記憶に変換したものである点で概念的自己 (conceptual self) にかかわると論じたうえで、そのような語りに対する解釈的不正義は概念的自己の立ちあげを妨げると述べている (熊谷 2024, 30-37)。記憶、ナラティブ、自己の関係について語る熊谷の示唆を踏まえると、記憶証言の語り手についても、自分の記憶をたどって言葉を紡いで語る——場合によっては (権力に対峙して) 自己を賭して世界観を語る——点で、証言的不正義は自己アイデンティティの発見や生成を妨げている点を無視できないはずだろう。

Dotson, Kristie (2011). "Tracking Epistemic Violence, Tracking Practices of Silencing." *Hypatia*. 26(2): 236-257.

Elgin, C. (2017). *True Enough*. MIT Press.

Fraser, R. (2021). "Narrative Testimony." *Philosophical Studies*. 178: 4025-4052.

熊谷晋一郎 (2024). 「第1章 当事者研究: 知と倫理」. 峰重慎・熊谷晋一郎・村田淳・安井絢子 (編) 『語りの場からの学問創成』 (pp. 23-42). 京都大学出版会.

Lackey, J. (2008). *Learning from Words: Testimony as a Source of Knowledge*. OUP.